

事務連絡
平成21年4月17日

各都道府県

高齢者・障害者施設所管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

日・インドネシア経済連携協定に基づく介護福祉士候補者受入施設の
拡充について（協力依頼）

福祉基盤行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日・インドネシア経済連携協定に基づき、昨年8月よりインドネシア人介護福祉士候補者の受入れが始まっているところですが、現在、社団法人国際厚生事業団（以下「JICWELS」という。）において、本年度分についての介護福祉士の受入希望施設の募集を行っているところ
です。

インドネシア人介護福祉士候補者については、当初2年間で600人を上限として受け入れることとしており、1年目となる昨年度においては、104名の介護福祉士候補者を受け入れました。

2年目となる本年度においては、最大で496人を受け入れる予定であり、インドネシアでは、既にこれを上回る希望者が登録しています。

一方、我が国では、JICWELS が本年3月から受入希望機関の募集を開始していますが、受入希望施設が十分に確保できていない状況です。

つきましては、貴管下の高齢者・障害者施設に対するインドネシア人介護福祉士候補者の積極的な受入れについての積極的な働き掛けについて、格別の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、JICWELSにおける受入手続上、4月24日（金）までには受入れの申請をしていただく必要がありますので、受入れをお願いできる施設がございましたら、お早めにJICWELSまで御一報下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

（担当）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

佐藤（康）・佐野

電話：03-3595-2616（直通）

平成 21 年度のインドネシア人介護福祉士候補者の受入れについて

【制度の枠組み】

- 日インドネシア経済連携協定に基づき、両国の経済連携を深めるため、インドネシア人（①大学等の高等教育機関を卒業しインドネシアで介護士の認定を受けた者、又は②看護学校又は大学の看護学部を卒業した者）を介護福祉士候補者として受け入れる枠組みです。
- インドネシア人介護福祉士候補者は6か月間の日本語研修（インドネシアで4か月、日本で2か月の予定）を受講した後、雇用契約を締結した受入れ施設で就労しながら介護福祉士資格の取得を目指した研修を受けます。我が国での滞在期間は最大4年間で、受入れ施設で3年間の実務経験を積んだ後に介護福祉士試験を受験します。期間内に介護福祉士資格を取得すれば、引き続き我が国で介護福祉士として在留・就労可能です。

【21年度の受入れ】

- インドネシア人介護福祉士候補者を当初2年間で600人を上限として受け入れることとしており、1年目の昨年8月に104名の介護福祉士候補者を受け入れました。2年目の平成21年度は最大496人を受け入れる予定であり、すでにインドネシアではこれを上回る希望者が登録しています。一方、我が国では社団法人国際厚生事業団(JICWELS)が3月から受入れ希望機関の募集を開始していますが、十分な受入れ施設の確保ができていない状況です。
- 受入れ人数については、原則として1施設当たり2名以上、1機関（法人）当たり5人以下となっておりますが、上限については各施設につき5人までとします。

【今後の流れ】

- インドネシア人介護福祉士候補者の受入れをお願いできる場合、4月20日(月)までに国際厚生事業団に求人登録申請を行って下さい。
この際、求人登録申請書、求人票、受入れ施設説明書（労働条件を具体的に記したもの）、介護研修計画書などの書類を提出していただく必要があります。
- その後のおおまかな流れは以下のとおりです。
 - 4月下旬 国際厚生事業団による確認後、受入れ希望機関決定通知
 - 5月第2週 インドネシアでインドネシア人候補者に対する合同説明会を実施（希望する機関のみ参加）
 - 5月第3週 受入れ希望機関に求職者情報、就労意向情報を提供
 - 5月第4週 受入れ希望機関から受入れ意向表を提出。
国際厚生事業団が第1次マッチングを実施
（この後、第3次マッチングまで実施予定）
 - 7月上旬 雇用契約の締結

7月～11月 インドネシアで日本語研修を受講
11月 日本に入国
11月～1月 日本で日本語研修・介護導入研修を受講
1月 受入れ施設で就労・研修開始

【受入れ施設に求められる事項】（詳細は別添資料参照）

- 受入れ施設の要件：定員30名以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設であって、介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること、常勤の介護職員の4割以上が介護福祉士資格を有する職員であることなどがが必要です。

※資格取得前のインドネシア人介護福祉士候補者を有料老人ホーム、経費老人ホームで受け入れることは出来ません。

- 研修の要件：国家試験に配慮した介護研修計画を作成し、これに基づいて研修を行うことが必要です。

- 雇用契約の要件：日本人の職員との同等以上の賃金の支払いが必要です。

なお、雇用契約の締結の際は以下の内容を含む雛形に従って雇用契約書を作成していただきます。

- ① インドネシア人介護福祉士候補者の労働契約の期間（3年間。その後1年更新）、就業の場所、業務内容、基本給額、超過勤務給額、労働時間、休暇・休日等の労働条件。
- ② 雇用主として、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うことや社会保険・労働保険を適用すること、試用期間は設けないこと。
- ③ その他雇用契約の終了の際の帰国費用の負担、契約の終了事由等

【受入れ施設の費用負担】

- ① 求人申込手数料 31,500円／受入れ機関当たり
- ② あっせん手数料 138,000円／1名当たり
- ③ インドネシア政府への手数料 15,000円／1名当たり
- ④ 滞在管理費 21,000円／1名、1年間当たり
- ⑤ 日本語研修の一部負担金 36万円／1名当たり

※④のみ毎年支払が必要であり、④以外は初年度のみ必要となります。仮に2人の候補者を受け入れる場合には、初年度に110万円程度かかります。

【照会先】

インドネシア人候補者の受入れ申請手続等を解説した募集要項、申請書類については、国際厚生事業団のホームページよりダウンロード可能です。
(http://www.jicwels.or.jp/html/EPA-h21_Indonesia_FORM.htm)

社団法人国際厚生事業団 支援事業部（担当：稲垣、矢口）

電話：03-3225-6591

FAX：03-6426-8580

平成21年度 日インドネシア経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ

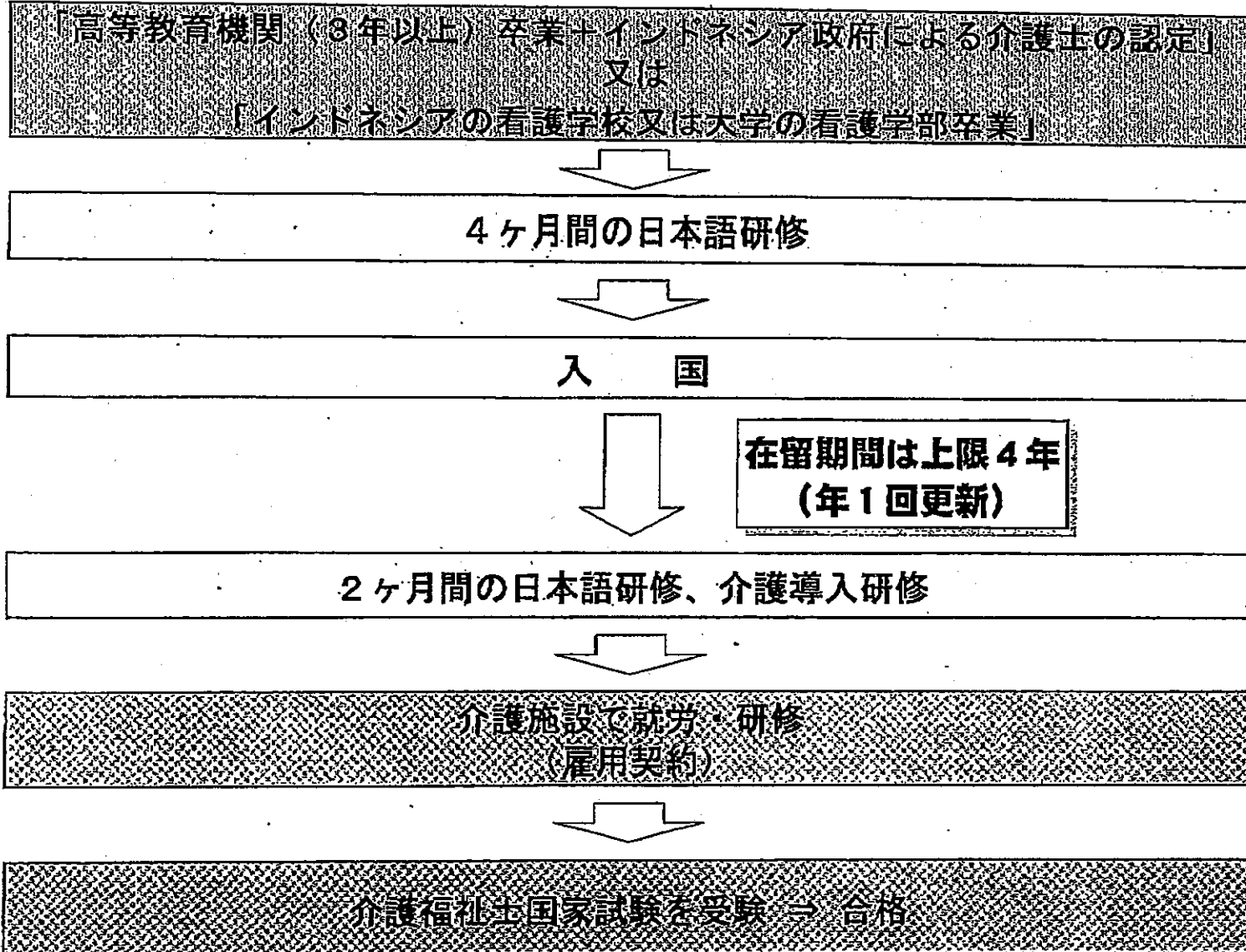
目 的	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格
活動内容 (国家資格の取得前)	日本国内の介護施設で就労・研修 (雇用契約を締結)
活動内容 (国家資格の取得後)	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 (利用者宅でのサービスを除く。)
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得前：4年が上限 ・ 国家試験に不合格（資格不取得）の場合は帰国 ・ 資格取得後：在留期間上限3年、更新回数の制限なし ・ 労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で600人を上限
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上の取得者＋両国政府で合意した指針に基づく研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者」又は「看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業者」 ・ 日本人と同等報酬の雇用契約を締結
日本語等研修	6ヶ月間の日本語等研修 ^(注) を実施（インドネシアで4か月間、日本で2か月間）
送り出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁（NBPPIW）
受入れ調整機関	国際厚生事業団（JICWELS）

(注) 「日本語等研修」には、看護・介護導入研修を含む。

日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合には日本語研修を受講しないことも可能。

(留意点) 不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

介護福祉士の資格取得までの流れ

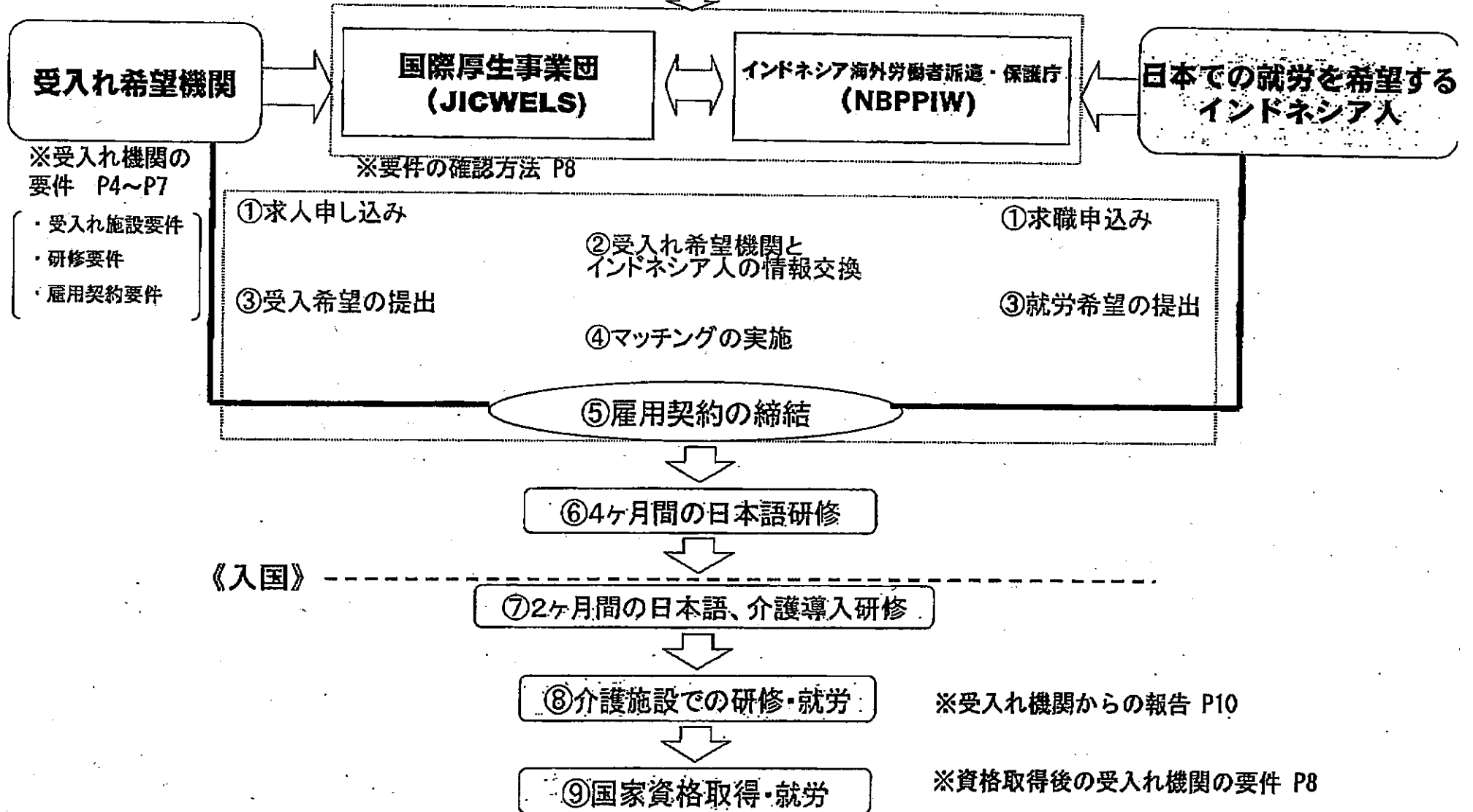


※国家試験に不合格の場合(資格を取得しなかった場合)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、介護福祉士として滞在・就労が可能(更新あり、上限なし)。

平成21年度インドネシア人就労のあっせんのイメージ

公正・中立にあっせんを行うとともに
適正な受入れの実施の観点から
あっせんを一元的に実施



受入れに関する要件

1. 資格取得前

○介護福祉士候補者としての就労

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設（別表1）（定員30名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が30床以上）のものに限る）及び老人デイサービスセンター、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の施設（別表2）（別表1の介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る）であって、次の要件を満たしていること

介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること

設置後3年以上経過した介護施設で、次のいずれかの要件に該当する者（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設にあっては、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有するものを含む。）を研修責任者として置いていること

ア 研修責任者として5年以上介護の業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者

イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者

介護職員の員数（就労する外国人介護福祉士候補者を除く）が法令に基づき職員等の配置基準を満たすこと

常勤の介護職員の4割以上が介護福祉士資格を有する職員であること

注1 介護保険三施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の介護職員の約4割が介護福祉士

注2 例えば、入所定員が60名の特別養護老人ホームであれば、配置基準上の介護職員は20名以上（常勤換算）のうち、常勤の介護職員数の4割以上が介護福祉士である必要がある。

過去3年間に、インドネシア人介護福祉士候補者等の受入れに関して虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること

(別表第1)

<高齢者関係>

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

<障害者関係>

障害者支援施設、福祉ホーム

【障害者自立支援法の経過措置期間（平成24年3月31日までの政令で定める日まで）のみ】

身体障害者更生施設（入所施設）、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（入所施設）

知的障害者更生施設、知的障害者授産施設

<障害児関係>

知的障害児施設（入所施設）、盲ろうあ児施設（入所施設）、肢体不自由児施設（入所施設）、重症心身障害児施設

<その他>

救護施設、更生施設（生活保護関係）

(別表第2)

<高齢者関係>

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

介護保険法上の以下のサービスを行う施設

（指定居宅サービス）通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護

（指定介護予防サービス）介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護

（基準該当居宅サービス）通所介護、短期入所生活介護

（基準該当介護予防サービス）介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護

（指定地域密着型サービス）認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護

（指定地域密着型介護予防サービス）介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同介護

<障害児関係>

知的障害児施設（通所施設）、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設）、肢体不自由児施設（通所施設）

<障害者関係>

障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）を行う施設

地域生活支援事業（デイサービスに相当するものに限る。）を行う施設、地域活動支援センター

【障害者自立支援法の経過措置期間（平成24年3月31日までの政令で定める日まで）のみ】

身体障害者更正施設（通所施設）、身体障害者授産施設（通所施設）

<その他>

その他これらに類する通所サービスを提供する施設

受入れ施設の範囲

	高齢者関係	障害者(児)関係	その他
入所型施設 (原則、資格取得前後ともにその施設単独で受入れ可能)	資格取得前に受入れ可能な施設(別表第1) <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・障害者支援施設 ・福祉ホーム ・知的障害児施設 ・肢体不自由児施設 等		
	資格取得後は受入れを行うことができる施設(別表第4) ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム 等		
通所型施設 短期入所型施設 等 (資格取得前は入所型施設(例外を除く。)と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限り、受入れ可能。資格取得後は単独でも受入れ可能。)	条件付きで資格取得前に受入れ可能な施設(別表第2) <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・短期入所施設 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・認知症対応型通所介護 ・障害福祉サービスのうち生活介護、療養介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練等 ・地域活動支援センター ・知的障害児通園施設 等		
居宅系サービス	※居宅系サービスについては、施設種別を問わず、就労不可		

資格取得後は、別表第1・2・4の施設で受入れ可能

② 研修の要件

① 下記の介護研修計画を策定、実施。

介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること

(注) 国家試験の科目(筆記試験及び実技試験)の習得について研修計画等が定められていること

研修責任者(研修を統括)の配置、研修支援者(専門的な知識・技能に関する学習支援・日本語の学習支援・生活支援)の配置等必要な体制が整備されていること(最低1名)

研修責任者は原則として5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有すること

日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること

③ 雇用契約の要件

○同等報酬の確保

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けられることを内容とすること

なお、雇用契約の締結の際は以下の内容を含む雛形に従って雇用契約書を作成していただきます。

- ① インドネシア人看護師候補者の労働契約の期間(3年間)、就業の場所、業務内容、基本給額、超過勤務給額、労働時間、休暇・休日等の労働条件。
- ② 雇用主として、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うことや社会保険・労働保険を適用すること、試用期間は設けないこと。
- ③ その他雇用契約の終了の際の帰国費用の負担、契約の終了事由等

2. 資格取得前

○介護福祉士としての就労

① 受入れ施設の要件

- 別表第1・第2又は別表第4に掲げる施設であって、以下の条件を満たしていること
- ・施設を設立している受入れ機関が、インドネシア人介護福祉士を利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと
 - ・過去3年間に、インドネシア人介護福祉士等の受け入れに関し、虚偽の求人申請、二重契約等の不正行為をしたことがない受入れ機関が設立していること

② 雇用契約の要件

- ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けられることを内容とすること

(別表第4)

1. 労災特別介護施設
2. 療養病床により構成される病棟又は診療所
3. 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
4. 国内ハンセン病療養所
5. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
6. その他入所又は通所サービスを提供する施設

〈 要件の確認 〉

- ①国際厚生事業団は、受入れ機関の募集時に、受入れ希望機関が上記の要件を満たしていることを確認した上で、インドネシア人のあっせんを実施します。
- ②インドネシア人候補者の入国後は、上記の要件の遵守状況等を受入れ機関から国際厚生事業団を通じて、年1回、国に報告を求めることとしております。
(資格取得後は3年に1回となります。)
- ③また、国際厚生事業団は、国の委託を受けて、少なくとも年1回、すべての受入れ機関に対して巡回訪問を行うこととしております。

受入れ機関からの報告

○定期報告

受入れ機関は、毎年1回（資格取得後はインドネシア人が在留期間の更新の許可を申請する際）、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況（資格取得前のみ）、雇用契約の要件の遵守状況を、1月1日現在で、国際厚生事業団を通じて国に報告する。

○随時報告

受入れ機関は、以下の場合には速やかに国際厚生事業団を通じて国に報告する。

- ・ インドネシア人が失踪した場合
- ・ インドネシア人が不法就労活動を行っていると思料する場合
- ・ インドネシア人との雇用契約を終了する場合
- ・ 国家試験の合否が判明した場合
- ・ インドネシア人が一時的な滞在の期間内に国家資格を取得できなかった場合
（インドネシア人の帰国後に報告）